

ふくしま産業応援ファンドによる支援事業計画

1 県の産業振興政策におけるファンドの位置付け

(1) 県内中小企業の状況

我が国経済は、民需主導に支えられ戦後最長の景気回復局面にあるものの、最近の原油・原材料価格の高騰やサブプライム住宅ローン問題、さらには急速な円高の進行等により、このところ足踏み状態にある。

本県経済においても、電子部品・デバイス関連企業、自動車関連企業を中心に生産活動が高水準で推移してきたものの、全国と同様に、原油・原材料価格の高騰等の影響により、景気回復の速度が低下傾向にあり、中小企業においては依然厳しい状況にあるのが現状である。

県内中小企業の状況として、主な業種を規模別に見ると、製造業については、平成18年における従業者4人以上の事業所数が4,870社。うち、従業者数300人未満の事業所が全体の98.4%、20人未満の小規模事業所が全体の62.8%を占めている（平成18年工業統計調査）。また、サービス業については、平成18年における事業所数は19,670社。うち、従業者数100人未満の事業所の割合が19,376社で全体の98.5%を占めている（平成18年事業所・企業統計調査）。

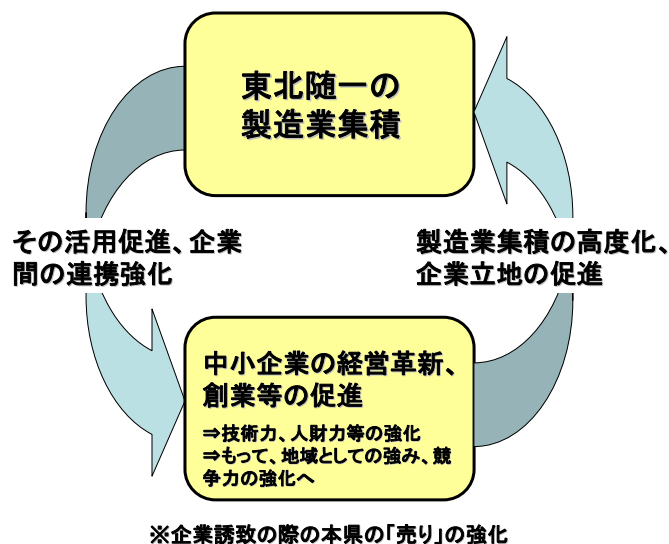
以上、中小企業は、地域経済を支える主役であり、地域産業の基幹をなすものであることから、中小企業の振興は、引き続き県の大きな政策課題であり、地域経済の活性化、本県産業の自立的発展に向け、今後とも、中小企業の経営革新、創業等の促進を図ることが必要である。

(2) 製造業集積と中小企業の振興

本県は、首都圏との近接性（東京から約200km圏内）と充実した高速交通ネットワーク、地震などの災害が少ない堅固な地盤、粘り強く勤勉な県民性等から、製造品出荷額が東北全体の約1/3を占めるほか、平成18年には工場立地件数が全国6位となるなど、製造業を中心に企業の立地が図られてきたところである。

一方、地元中小企業との関係においては、こうした活発な企業立地の波及効果を十分に活用するまでには至っていないのが現状である。

今後、地域経済の活性化、本県産業の自立的発展に向け、新事業の創



出促進、県内産業の高付加価値化を図っていくためには、「東北随一の製造業集積」⇒「その活用促進を通じた中小企業の経営革新、創業等の促進」⇒「地域としての強み、競争力強化に伴う製造業集積の高度化、さらなる企業立地の促進」といった好循環を形成していくことが極めて重要であり、そのための方策として、立地企業との連携による中小企業の技術力、人財力等の強化など、地域としての強み、競争力の強化につながるような取組みを進めることが急務となっている。

(3) 地域資源と中小企業の振興

本県は、全国第3位の広大な面積を有しており、その地形的・気候的・文化的な違いから「会津」「中通り」「浜通り」の3地方に分けられる。

こうした県土特性を背景に、本県には、「果実（桃、なし、りんご等）や米など、全国有数の生産量を誇る農林水産物」「会津塗など歴史に培われた伝統の技」「昨年の全国新酒鑑評会で金賞受賞数全国一となった日本酒などの産品やその生産技術」「相馬野馬追や数々の温泉をはじめとした観光資源」など、各地域で培われた特色ある多種多様な地域資源が多数存在する。

今後、地域経済の活性化、本県産業の自立的発展に向け、新事業の創出促進、県内産業の高付加価値化を図っていくためには、地元の「農林水産物」「鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術」「文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源」等の地域資源を活用した中小企業の経営革新、創業等を強力に後押ししながら、県内資源のブランド化、県内産品の販売促進、県内への集客促進を着実に実現していくことが極めて重要であり、そのための方策として、当該地域資源活用型事業の全県的な推進体制の構築が急務となっている。

(4) ファンドの位置付け

県では、「福島県商工業振興基本計画 うつくしま産業プラン21（以下「産業プラン」という。）」に基づき、「ふくしま型産業群形成戦略」「売れるものづくり、ふくしま産品ブランド化推進戦略」等を柱としながら、効率的かつ効果的な施策運営に努めているところである。

今後は、上記政策課題を踏まえ、その戦略的な取組みとして「ふくしま産業応援ファンド（以下「ファンド」という。）」を創設し、本県の強みである「東北随一の製造業の集積」「特色ある多種多様な地域資源」を活用した県内中小企業の経営革新、創業等の促進を図り、もって地域経済の活性化、本県産業の自立的発展に資する。

(5) 管理運営者

ファンドの管理運営者は、本県の中核的支援機関である財団法人福島県産業振興センター（以下「センター」という。）とする。

【参考1】 福島県の製造業集積(平成18年工業統計調査)

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	計
製造品出荷額 (百万円)	1,623,612	2,474,696	3,818,410	1,585,560	3,021,169	5,914,656	18,438,103
東北における 構成比(%)	8.8	13.4	20.7	8.6	16.4	32.1	100.0

【参考2】 福島県内主要企業発注動向(平成17・18年度県内主要企業発注動向調査結果 財団法人福島県産業振興センター)

実績年度	外注加工額(A)	うち県内企業への外注加工額(B)	B/A
16年度	回答企業 134 社 約 1,362 億円 (外注先延べ 5,680 社)	回答企業 126 社 約 569 億円 (外注先延べ 1,709 社)	41.9%
17年度	回答企業 119 社 約 1,185 億円 (外注先延べ 5,441 社)	回答企業 112 社 約 481 億円 (外注先延べ 2,082 社)	40.6%

【参考3】 福島県の地域資源の例～「中小企業地域資源活用促進法に基づく福島県の基本構想(平成19年12月26日現在)」から抜粋

地域資源の区分	件数	主な地域資源
農林水産物	48	米、そば、きゅうり、トマト、桃、なし、りんご、会津身不知柿、会津桐、ヒラメ、福島牛、川俣シャモなど
鉱工業品又は鉱工業品生産に係る技術	29	日本酒、味噌、ウニの貝焼き、白河ラーメン、喜多方ラーメン、会津塗、大堀相馬焼、会津本郷焼、奥会津編み組細工など
文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源	88	相馬野馬追、檜枝岐歌舞伎、三春滝桜、尾瀬国立公園、花見山、磐梯山、安達太良山、猪苗代湖、飯坂温泉、東山温泉、いわき湯本温泉、蔵の町並みなど
計	165	

【参考4】 「福島県商工業振興基本計画 うつくしま産業プラン21 重点施策(平成18年1月)」から抜粋

《ふくしま型産業群形成戦略》

本県では、これまで医療福祉機器分野を中心に成長産業育成のための研究開発を重点的に支援するとともに、大学等の知的資源を生かした新技術の開発や成長産業の誘致を促進してきました。さらに、構造改革特区を活用した外国人研究員の誘致にも取り組んでいます。こうした取り組みを通じ、付加価値の高い技術・製品開発が徐々に進展してきたものの、基礎素材から加工組立まで厚みのあるものづくり産業の集積や、大学等の最先端のポテンシャルを十分生かしているとはいえ、力強さを欠く状況にあります。

中国の隆盛など海外の激しい追い上げにあう中で、加工組立産業を中核とする本県のものづくり産業が中長期にわたって活力を維持していくためには、熟練技術の蓄積をもつ中小企業と知の蓄積を持つ大学、試験研究機関等が連携し、技術の琢磨、実用化、ビジネスモデルの構築を進めるなど、ターゲットを

絞ったふくしま独自の産業クラスター戦略を展開する必要があります。

このため、産業集積や知的資源の蓄積、市場・雇用の成長性や県民ニーズ、国等のプロジェクトとの相乗効果等を踏まえ、医療・福祉、環境、IT、新製造技術、食品、地域ビジネスの6分野を重点分野とし、当面、福島地域、郡山地域、会津地域、いわき地域の4地域を高度技術産学連携地域に設定し戦略的な重点化を図り、持続的発展が可能な産業クラスターの創出を目指します。

《売れるものづくり・ふくしま産品ブランド化推進戦略》

本県地場産業の競争力や地域社会の活力を高め、地域経済を持続的に活性化させていくためには、県産品の高い付加価値を実現し、新たな需要開拓を可能とする取組みなど、県産品の更なる振興を図っていくことが求められています。

このため、県内の関係者と連携し一体となり、マーケティング(市場戦略)を重視して、県産品の知名度や評価の向上をめざしたブランド化を戦略的に展開し、顧客・市場志向の売れるものづくりや、県全体のブランド力の強化・確立を目指します。

2 支援重点分野

(1) 製造業集積活用型事業分野

「新製造技術（輸送用機械関連、半導体関連など）」「医療福祉機器」「情報通信」「環境」の各分野及びその関連分野を対象に、技術や人材面等における誘致企業と地元中小企業との連携など、福島県内の製造業集積を活用した中小企業の経営革新、創業等の促進に資する事業を支援する。

(2) 地域資源活用型事業分野

中小企業地域資源活用促進法（平成19年法律第39号）に基づく県基本構想に掲げる地域資源を中心に、広く福島県内の地域資源を活用した事業を対象に、県内資源のブランド化、県内産品の販売促進、県内への集客促進など、中小企業の経営革新、創業等の促進に資する事業を支援する。

3 助成対象

(1) 助成対象者

ア 福島県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者、NPO法人、有限責任事業組合、農事組合法人等又はそれらを含むグループ（以下「中小企業者等」という。）

イ 中小企業者等を支援する事業等を行う福島県内の産業支援機関（以下「産業支援機関」という。）

(2) 助成対象事業

ア 中小企業者等が行う製造業集積活用型事業

「新製造技術（輸送用機械関連、半導体関連など）」「医療福祉機器」「情報通信」「環境」の各分野及びその関連分野を対象に、技術や人材面等における誘致企業と地元中小企業との連携など、福島県内の製造業集積を活用した中小企業の経営革新、創業等の促進に資する事業

(ア) 技術開発等事業

新たな技術の開発や既存技術を活用した新製品・新サービスの開発、試作品の開発・改良など、事業化に向け必要な開発等事業

(イ) 事業可能性等調査事業

新商品や新サービス、開発シーズに関する事業可能性の調査など、開発等に必要な事前調査事業

(ウ) 販路開拓事業

試作品等の市場評価の収集や展示会への出展、販路開拓のための広報など、販路開拓に必要な事業

イ 中小企業者等が行う地域資源活用型事業

中小企業地域資源活用促進法（平成19年法律第39号）に基づく福島県の基本構想に掲げる地域資源をはじめ、広く福島県内の地域資源を活用した事業を対象に、県内資源のブランド化、県内製品の販売促進、県内への集客促進など、中小企業の経営革新、創業等の促進に資する事業

(ア) 技術開発等事業

新たな技術の開発や既存技術を活用した新製品・新サービスの開発、試作品の開発・改良など、事業化に向け必要な開発等事業

(イ) 事業可能性等調査事業

新商品や新サービス、開発シーズに関する事業可能性の調査など、開発等に必要な事前調査事業

(ウ) 販路開拓事業

試作品等に関する市場評価の収集や新商品・新サービス等の展示会への出展、販路開拓のための広報など、販路開拓に必要な事業

ウ 産業支援機関が行う中小企業育成支援事業

上記の事業に取り組む中小企業者等の支援や研究会・協議会等を通じた企業間連携の強化、人材の育成など、中小企業の経営革新、創業等の促進に資する事業

4 助成対象の選定、支援方法

(1) 助成事業の選定

ア 助成対象の募集方法

センターにおいて、助成対象事業を公募、選定する。

イ 助成対象の決定

センターに、有識者、金融機関、中小企業基盤整備機構、県等で構成する審査委員会を設置し、応募案件を審査し、助成対象事業を決定する。

(2) 助成対象への支援

県内の中核的支援機関であるセンターを中心に、商工関係団体、銀行協会、産学連携機関(大学を含む。)、県関係機関等との連携のもと、助成対象案件の発掘・掘り起しから助成後のフォローアップに至るまで一貫した支援を行う。

5 事後的に評価可能な事業成果に係る目標

(1) 中小企業者等による製造業集積活用型事業及び地域資源活用型事業

ア 短期的目標

助成金交付後3年以内に、助成対象者の30%以上が事業化を達成すること(助成金交付後3年以内に、年平均2件以上の事業化を達成すること)。

イ 長期的目標

助成金の交付を受け事業化した者の売上高総計において、助成金の交付を受け事業化した年と平成30年度末を比較した増加率が13%以上となること。

(2) 産業支援機関による中小企業育成支援事業

育成支援を受けた者からの肯定的評価が80%以上となること。